

貞丈雜記

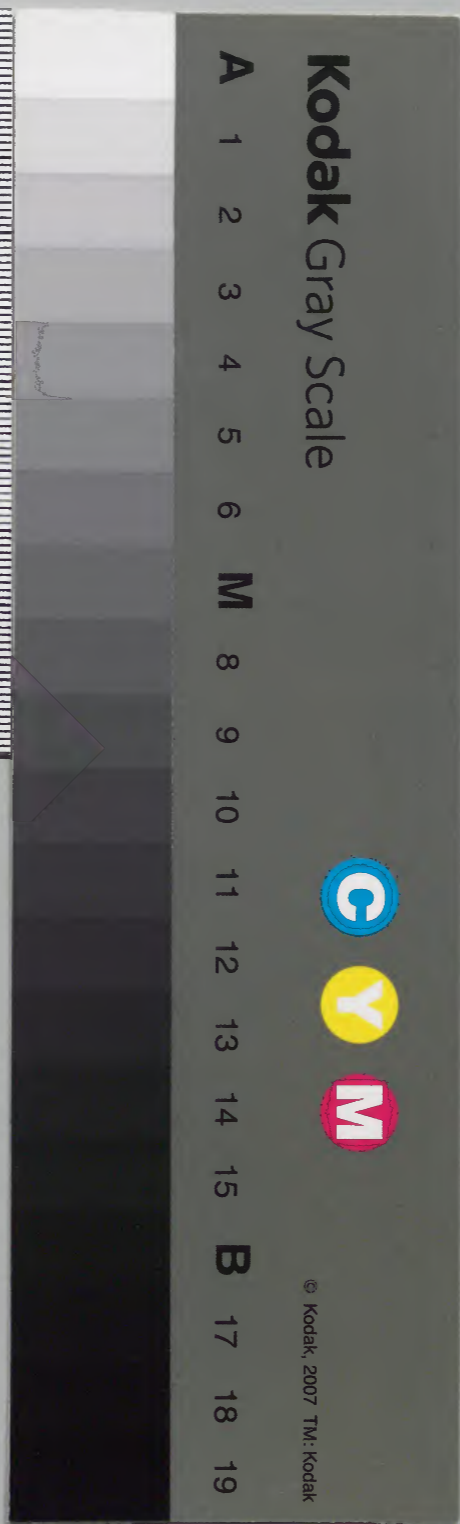
十五上

農務省
和圖書
第一三一七號
共二三冊

大政官文庫
和書門
一五八
二六八
三二冊
函架

內閣文庫
和書
一五八
二六八
三二冊
函架

內閣文庫	
番號	和 11568
冊數	32 (29)
函號	212 17





知行何石と云

永残之事

古の枓の價之事

一 大判小判金銀之事 四ヶ条

一 鳥目銀正と云事 三ヶ条

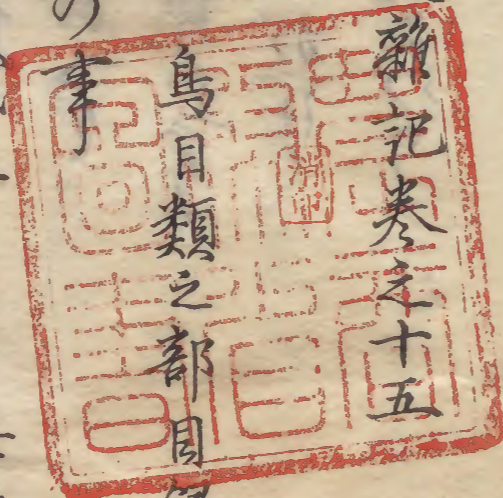
一 料足要脚之事

一 古六金銀通商之事

一 辰残の事

一 丁百之事

一 南簾之事 二ヶ条



鳥目類之部目録

真文新記卷之十五



鷹類之部目録

- 鷹ハ武家極楽の遊鳥
- 鷹ハ男をふくむ
- 兄鷹の事
- 白鷹の事
- 兎鷹の事
- 雀絨之事
- さしハの事
- かつさい
- 兎隼
- 若鷹
- 片がへ
- 法かへ
- 諸片がへ
- 鳥籠
- 網がけ
- 一多屋
- 巢まわり
- 山がへ

- 野され
- 巢鷹
- 小山之り
- さし娘之り
- 角鷹
- 鷹の鞭
- 鷹飼の羽
- おき縄
- 鷹より多葉
- 唐土よりハカセもの
- 公家よりたてもの
- 山臨かづる
- 政頼流諏訪流
- 鷹の巻とまき
- かいり
- 布ろ毛
- たてめき
- 鷹の餌袋
- 鷹餌袋作法

鳥の首結ゆる 鳥
 鷹一連とら
 みよりしつとさき
 鷹を染よ 付
 鷹の木板ふ
 鷹のせき結
 軍陣架とら
 軍陣は 巻 巻 とら
 奉神巻 巻 とら

うりき以 結 ゆる 鳥
 禁野とら
 こころ結 め とら
 鷹の尾の名目
 鷹結 に 後
 別足 の とら
 葬送の架とら
 軍陣は 巻 巻 とら 有 棟 結

物数之部目録

祝儀七五 の 数 用 とら
 折一 合 と とら
 鉦子を ハ 一 枝 と とら
 鎧一 領 と とら
 魁一 尺 ニ ケ 糸
 弓を 一 合 と とら
 おの寸尺を 定 とら
 弦一 條
 葦目一 腰

神道ハ の 数 とら
 一具と とら
 鞆一 口 嚮 一 口
 冑一 刻
 弓小 一 ち う 二 ち か ら
 たうバ とら
 酒一 献 二 献
 うは 不 一 ツ ニ ツ
 矢二 筋 を 一 と とら

- 保侶をハ一領と云
- 涉後をハ一合と云
- 抛子と云
- 戻風の事
- 籠の事
- 輿一丁と云
- 綿裁屯と云
- 戻風一よりひ
- 表敷をハ一枚と云
- 香の敷の事
- 小袖の事
- 老何と云
- 墨臘燭と云
- 布箱あとの事
- 晝夜の時敷を云

言語部目録

- 殿之字の事
- 何寺何院何軒等と云
- 貝かひひと云
- 籠有と云
- とのゐと云
- 湯うよひの事
- 弓射と云
- あねごおぢごおむご
- 伯叔父母と云
- 物忌物騒
- 杖之字と云
- 欽楽と云
- 貴人食物の事
- かと云
- 上日と云
- 酒を云ん餅を云ん
- あにきと云
- おやぢやん
- 強合期
- 仕合悪む

無勿祢

尋常

故實と云る

花飾と云る

頓て禮との字

花をおと云る

湯意を指す

祢唯と云る

おこのもの

湯の字

比真と云る

ものやうと云る

無是といふ詞

式正といふ

ぬくさといふ詞

新事新役

たぐと云

光俊亮院

仁といふ

今武家供と云る

ござんあれ

料理と云る

柝留と云る

ワハこと

支渡

陰時と云る

多賀

そげつと云る小舎人

陳と云る

何と云る

おふとあつら

物惜と云詞

古書と云る

を申次

叙用

荷用

されこと

園の事

あやと云る

おふと云

一 いづづ けりか
 一 まりり
 一 面目
 一 見糸
 一 せんきりか
 一 意外
 一 汁舎
 一 けりひ
 一 おませり けりか
 一 ひんか

一 真かき
 一 火あや
 一 元興寺
 一 経管
 一 如法
 一 無心
 一 杞のきか
 一 候きり
 一 けりりき
 一 口ぬ

一 魁弱といひ
 一 馬鹿者
 一 尾筋といひ
 一 陰莖
 一 入眼といひ
 一 香を嗅ぐ
 一 思ひきこえりか
 一 機嫌といひ

以上

貞丈雜記卷之十五

伊勢真友
千賀春城
岡田光大
同 校

鳥目類之部

金銀類此部ニ兼入

一 錢乃^{ゼニ}字を^{テウモク}鳥目とも^{ガモク}鵝眼とも云る錢の形
我^ガ鳥といふ字の目字似つる有之眼は^ガ鳥目と云ふ
目と同く又^ガ鳥目と云ふ錢の形を^ガ鳥目と云ふは
青く^ガ鳥目あり
一 錢を^{リヤウフク}料^{ヨウ}足とも^{キヤク}要脚とも云女の^ガ脚字ありと

云事料ハ物の代おの心之要ハかあめとよまては物
あくしてハあぬむと足も脚もあしとよむ字後
世とを名づりありくも足あること一依之料
是要脚あしと云

一鳥目老貫文を百疋といひ百文を十疋といふ多獲余
將軍の時代北條相模入道言時我すくあして拾との
奢をききあたる中ハ犬を多く集めかを合せてたの
し一みとす依之近國ハヤ付ん犬を求るふ月くのも
まれば後ハ近國ハ犬もあくありし一あよりん犬の代も後を
出されて遠國より犬を引下せることハ犬の代も出させたる

後犬一疋の代十文と出す十疋の代百文百疋の代老貫文と
後を何疋と云り是より始りしと

一後老貫文を百疋といひ百文を拾疋と云り奇異雜後

ハ其ハ室町殿の時代江州依本殿の
赤臣中村を承りあつて記する書料是十疋廿疋といひ

此犬追おの付河原老犬をもあつる百疋をあるハ老貫と云
五疋をあるハ五百文と云ハ犬一疋ハ拾後ハあるハ十後
を一疋といひ百文を十疋といハ一會老犬追おより物と云
一吾目歳疋と云りあし記もあく或ハ言付入道犬を集めし
より起りとも云ハ犬追おより始りとも云按りとも云
老三十三延應二年庚子九月廿日庚寅の記文と云

人等ノ中任官之輩不_レ勤行役事依有其恐召進用途
之由今日有評定所謂左右衛門尉分人別百足 左右兵衛尉
分人別七十匹 左右近衛將監分人別三十匹 内舎人分人別廿匹 等
也不供奉行幸等者為每年後可_レ道濟云々 此ハ濂倉也
軍法家人禁
中ヨリ官位ヲ申シ受ケナカラ鎌倉ニ住居シテ禁中ノ御用ニ役
ヲ勤サルハ恐レアルニ依テ其代ニ用途ヲ禁裏工献ルヘキ旨定ラレ
タル也其官ニ依テ用途ノ多少本文ノ如シ
用途ハ役義ヲ勤サル代リ鳥目ヲ出ス役錢也 古ハ金子小判小粒亦
ハ無_レ用途と云ハ用脚と云又同一鳥目ノ多_クハ時既又
百匹三十匹ホの稱あり延應の年号ハ高野入道の代より
ハ七十年秘以_レ前之毛を以て考ルバ高野目歳定と云るより
高野の犬の毛より起るハあ_らま_らず其よりいひ始る

一 古ハ物の代おも違物も多目ばう用ひし大判小判の粒
あ_らま_らず云古ハあうりし銀も今の丁銀のあうりし
金ハ砂金として金山より金を取り出し白きるるを
てあるを石をすくき水を入りて砂を取り去る金バ
ウリをあるを多くいまだ吹くをすくきまのぬくあるを
代り入て違物ありとて日記ハ砂金何れと云ハ秤の量
目也大館書札秘傳抄ハ金子三十兩とあり書札系ハ
黄金五十兩銀百兩と在る予と知る由何れ但_レ不_レ苦死
とて道照愚弟と云禁裏秘傳違物と云一ウどの時ハ銀

一腰砂金十兩は目録は八兩違ふ編之通時砂金をれ
るる旨黄金をして納む目録は八兩黄金と石紋調違
き是等の目録は黄金又金子あぐあひの金の太刺
小刺の多しあぐあひ板金を半金を切て違物とするを
云何あるは秤の目見板金をと云ひ金を吹たてて益
のさうく丸くして板の指よりすくおのすいたるをさ
蜻川祀は云板をひらうのす五枚十枚百枚といふを
折又ハ唐の盆あぐあひをいひて板を折し又只一枚二枚
も同おはは板あぐあひをいひて包をあけゆるあぐあひ
但時金よりお愛りてさうきく半金と云ひ折あぐ

一とも云金をも銀をも火をもととて細き針の筒
一流一に二竿のめくしたるを入用紙で切つて
違物あぐあひもさうく古ハ砂金も黄金も常の違物
よあぐあひのさうきく目ハうり通しをいひ
残はうりこす足不足あぐあひ折紙をあて紙をバ割る
折紙は書かうわさうきくさうきく折紙は小粒を
より竹のさうきくさうきく通金銀通あぐあひ天正年中の次
より出来しう武田信玄甲州を通用せし甲州
判と云金ありさうきく一五六分斗りあぐあひすく
たあぐあひもたまは持傳へる志あり

東照權現宮の所代慶長年中より佐渡の金山を初
徳國より金山出采して金銀世々あつたあり大東山新
小粒の採り年々増えし天下の財寶とあり
かゝぬ採り成るる古ハ金銀かうりし故に銀を物
の代にあつたをいふ一西月すまのあつたをいふ
斗通用しと云ふ

一 大判小判小粒ハ安永元年より始りし是を慶長
金と云ふ丁銀も同好の始り

一 いまの四十六代孝謙天皇代天平勝寶元年
陸奥國より始り金を進上り

一 銀ハ四十四代天武天皇代白鳳三年三月對馬國より
始り銀を進上り

一 いまの金の陸奥國小田と云ふ所より出たり万葉集
に家持の歌に天皇のは代さうえんとあつたありと云
のく山よりと云ふ歌とありこの山と云ふとあり
るハ今も奥の山と云ふ金山の山なりと云ふ
小奥の山と云ふは此の山なりと云ふ
のかぎりより用ひて物の代にあつたをいふ
一 陸奥の山より田記あり
尺素雜考は
乾龜弱小名田後御過分莫大之陸奥天後御記

名田トハタノ田
ト云事也昔ノ

初々天役十八
禁裏御用ノ
役ヲトスル也

東鑑卷三十四二
云御襖大嘗會
ノ用途事毎田
地一段可進濟
錢二百文之由宜
下セラレ
季瓊日録永亨
九年九月十八日
當院勝定院領
段錢免除之

沿之次身之とあり義教公御元服紀は伊弉守位殿後
事之何多段の段町の段あり段も町も田の坪数之上古
より二十歩を一段とす日本紀孝徳天皇の記より後世ハ三
百歩を一段とす一段とすのりるを今ハ一反と云へ段後と
いふ田一段は付て錢何種と云り付て金を云へて付の
言刻は同し坂中日記親元日記は云藤川新藤の寛正六年八
月ノ記は云後小松院三十三年忌御佛事料禁裏御
料所美濃國伊自良段後より一段別拾疋宛宛合文
配之今月中可被惣違之若者難滋後忘之族者
堅可被處罪科之由不仕作之仍執違以件

寛正六年八月三日

散位之種

下野守貞基

伊勢守殿

伊勢伊勢守貞親也

右一段別拾疋トハ田考反々付多目百文ノ役錢ヲ出ス

一室町殿の日記ニ曰

貞丈云此室町日記ハ義晴公以後ノ日記也義
晴公ノ未ヨリ義輝ノ時代秀吉ノ以マテラ記シ

タル書ナリ平
カナノ書ナリ

一 中間元の木綿二十五疋買取御役舟彥三ノ上セヤル

三疋は結糸はさるま本めんハ今不ど一疋と有るを六分

七厘の賣買もはさるまもさるまはとらぬ本めん

りてはさるま三疋宛多はるまは心付たてありとい

一 法局元を... 元切米拾貳石より... 越山以兵庫の賣買を... 其の... 財左衛門... 其の...

三月二日

林甚五郎

岡村右衛門殿

佐野拾貳石殿

飯尾五右衛門殿

右ハ天文九年の年心是より元百年秘ハ其の... 高トウシエダリ... 寛永の以の末ハ本綿一疋六百... 又恒之米もこれハ随ハシクあり元禄の以米一石の代

銀百目本綿一疋の代キ貴キ百文あり也又七八拾... 此の米價もこれより少亮の言ハありぬけ... 時代ハ... 銭百文古ハ丁百之近代九拾六文を百文とす... 年中寛永通寶を鑄れ... 丁百ハ... 細ハ... 九十六文を... 百...

一 知り字百石を永拾貳文と古是の... 永樂銭之... 太宗皇帝の代永樂九年は鑄られ... 後之日本

後小松院涉代治承十八年百十代は南越の將軍ハ義持公の代
 志の永樂後日本は後皇建をもち西用く後は日本
 かく永樂後を請て西用くけし考の代はるり
 ても永樂後を請りしとて寛永通侯の涉ハ明正院
 涉代寛永十三年は始て請られたる也 近き代と上代中涉
 中涉とて之はあり
 一とて上代と云ハ上吉より傳の渡中涉といハ大昭より
 悔りたる渡中涉といハ才を請たる涉の存を云うはるり
 一あんまふうと云ハ涉の吳名之南越と書く之もこれと
 性今の丁部ハ涉スの善き涉の存也源平盛衰記也 中宮の涉の存
 あり十卷あり
 一 涉金子兩南越百涉劔七振と有り又同書十四の卷ハ
 三位入道 宗盛の秘苑の白馬の名を南越と名付られたハ
 入考の案

あまりに白き也と云るを元より 白く光りたるは涉ハ
 其款合の體自ら細工の初はなんまふうの存ありあり
 一 かつと有り又南越の初はなんまふうの存ありあり
 一 かつと有り いぢりてりきといあんまふうの性
 の善き根をいかに
 ナンタイ 中へけくまかたてりちのげ
 かにきをいかに
 一 南越又南庭と云物東監の中ありはなんまふうの存あり
 一 三十五十ありまふり按むるハ南越の畧語あり
 一 かつと有り南越ハ涉の存也延の字又危の字ハ皆畧字
 一 けん本字ハ挺もかつと換ハはえとて字之根を挺の如
 一 くりちのべも 竿根を南越と云あるが 東監卷五
 唐錦十端唐綾絹羅等百十端南越三十唐黒十

同卷廿九、以卷箱十疋南庭一被充布施物云、同卷三十一日
 シ文アリ其文ニハ卷箱十疋南庭一トアリ又卷廿二ニモ南庭見
 タリ○墨又蠟燭ナトノ類ヲ一挺二挺トイフモ其カタチホフ
 長クシテ挺ノ如クナルニ一挺二挺トイフ也南庭ノ廷モ其意
 ニテ挺ノ字ナルヘシ挺ハ杖ナリ古ハ金銀ヲ錢ト同シク通用スル事
 ハナシ金モ銀モ板ノ如クコシラヘテ板カ子ト云又竿ノコトクシテ
 竿カ子ト云是ヲ進物ナトニモスル物也フノ板カ子サホカ子ヲ
 切テ武具其外道具ノカサリナトニモ用ヒシ也古書ニ金五
 十兩ナト、有ハ秤目也今ノ如小判五十兩ノ事ニハアラス

知行何石と云事ハ何費文といひありあふ
 記き、永拾貫文を百石といひ、考合

鷹類之部

一 鷹をばさるるハ武家の家実ヲ何ぞもあふり出さる。
 るハ武家ハ鷹の事知らざといひ、これをもとて和子
 ハあつざる由舊記ニ云たり書札難く、つとむる云々
 別鷹の道ハ年案内と申すも武士ハ人よりいへ
 不苦奏志者あつて鷹を渡し、いさるもいさる
 鷹石鷹石の事、めいいせいんと申ても又ホコ架まつるは
 此鷹をばさるる事、いさるもいさる鷹ハ武家の物とて
 此但當時案内と申すも案内の事と云々禁案

の伊勢を古く持明院殿のありうりやされしと
今もその家は持明院殿と云ふありて定めて唐の
有実をよめよけ侍らるるありて
まへて唐の男を小きくして女を大なる物と
のありて
兄唐の男オホタカの兄唐の女と男を小きく
といふ女を大なる物と云ふも
白唐の日本より朝鮮國より海を渡りヒシクヒ
をあるあり

見唐コノリの女と唐の男とハイタカの女と

たうともあるはもいたうある

崔誠エツサイは唐の男と唐の鶴ツは唐の女と

小唐をよめたいさぎをよめ

小唐コノヤブサは唐の女と唐の餅コノヤブサは唐の餅

からいも小唐

見唐チゴは唐の女と唐の餅チゴは唐の餅

見唐コノリは唐の女と唐の餅コノリは唐の餅

若唐ワカタカは唐の女と唐の餅ワカタカは唐の餅

一 片が(り)とい二年経(る)を云^{ナデ}捨(る)と云

一 法が(り)とい三年経(る)を云^{アラ}善(る)と云

一 法片が(り)とい四年経(る)を云

一 智(る)とい四年の終(り)十年廿年(も)を云

一 ^{アガケ}細魚(り)とい七年生(れ)るを七月より冬(の)日(まで)

一 ^{ヒトヤ}一鳥(り)とい二年二トヤハ部(年)云

一 ^ス菓(り)とい今年生(る)を七月(まで)云

一 考(る)を云七月末(まで)云

一 山(り)とい山(り)とい(り)云

一 野(り)とい三月より内(まで)云

一 菓(り)とい菓(り)の内(まで)云

一 小(り)とい小(り)の(り)云

一 歩(り)とい歩(り)の(り)云

一 考(る)を云

一 考(る)を云

多々何とい其の末より羽ぬけ有てあるはむりそ
生し〜のふをま

角鷹クマタカと書てくは〜とよむ〜矢の羽は鷹の羽

と云ハ〜たのの羽の多〜たの鷹の羽ハ矢の羽
ハ不用

鷹ムチの鞭ハゆちと云馬の鞭ハむちと云との所説

ありあやまり〜馬具の款ハ記さるる〜鷹の鞭
ハ本名鷹ムチあゆちと云

鷹タカ、ヒの羽ハ山のおと云ハ鷹匠ノ山鳥ヒと云ぎあどの
り〜田の物と云ハ雁鴨ヒ鶯鶯ヒあどの款をま

一 おき繩と云ハ鷹をありける繩之水繩と云ハ水を

あひせる繩之魚オホオと云ハ鷹をつら繩之オホオ大猪の
鷹をつら繩之

一 鷹ヒうりの可鷹のヒを木の枝ハ竹のヒ

ほ枝ハ何の木ヒもあれを味といひし柳ヒあどの
の枝ハ花ヒひききたるハ竹ヒけぎつヒがさる枝又ハ

花ヒちり〜枝ハ竹ヒしヒ子細ハ鷹ヒ追れと云
まヒいぎ〜花ヒちり〜心ヒしつヒがさハたヒやヒ

ち〜ぬあれバつがさヒたるとちりたる枝ハ竹ヒし
是鷹ヒの家の有ヒしと云伊勢ヒあゆち柳ヒの

夫本抄家業
意原仲正つれ
あき人のむを
とら〜ハはこら
厚のき〜すり
けを〜さ

この歌は法和
尚の書に百首
見えたり

つらう枝よきどをけしるるを末抄よお梅の
枝はきどをけしるるを尾おの時のたきつれし
あつるあれが歌実よかきしぬ
書を枝はけりしを
より末四歌目より

一 唐土よてい鷹を志のよよきめ歌し南宗書よ若
賢鷹た常狗とあり又古歌よも鷹の元
すりきくよきかひるしつらう人かちきえり
一 上あつても鷹をたよまえらるし武家よ歌るる
あ江家次才よ云た子若鷹若執背雜枝と云
或説よら家よの若よ鷹をよえらるしと云ハ語し
一 鷹の元よ書をつらうあつても鷹よもくするを山

然らるるとまじ山の物と田の物とかけ括かりし
山の
物と田
の物の田の物あれをよて田結といはぬと山結と
まじ一といはれハ鷹をよ山の物をよすも
幸武之をれを鷹のきといふハ雜家のよしよれば
田物ありとも山結といふハ本儀之田結といふ
半ハあき名目し

一 鷹の家兩家あり政頼流誒伝流と政頼流の
元祖ハ唐崎大納言政頼と誒伝流の元祖ハ
祓津神年と古ハ天子の山鷹をハ持明院殿あ
づるまひしと云ハ鷹の歌実そのまは傳へ

らおありべし

鷹の巻と云ハ雜子の巻と云ハ外ハ鷹のうらハ鷹
のひばり鷹の露あくと云ハ鷹の巻を云上古日本
鷹の巻
せしハ有雜子を云
せしハ有あり

鷹の巻のかいらちと云ハ巻を鷹の巻る可との巻
のむ手を小刀までさきしてきき巻を巻出しして鷹
の餌は餌之を小刀までさきする口をかひらちと云
人は巻きまもかひらちを人の方へむけて出さかひ
らち常祝にかひらちと云ハ鷹の布ろ毛を巻きそれ
して巻と云あり

鳥の布ろ毛と云ハ巻の口さの中の羽也

たうしぬきと云ハ鷹巻の巻コテ子の巻したぬきと云
ハ鷹之鷹ヨウコウ鞆と書てててぬきと云ハ鷹ハ

こてと云ハ鷹の巻巻よ云鷹たぬきハサ四寸
ハ分但身より一ハ鷹をひらち四寸裏よ二寸半
皮を返したるべしと云

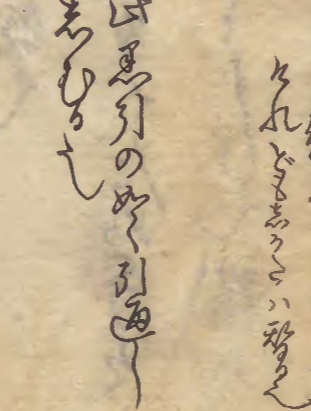
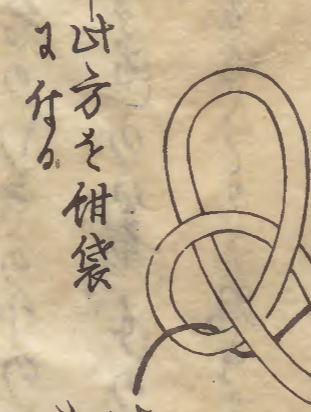
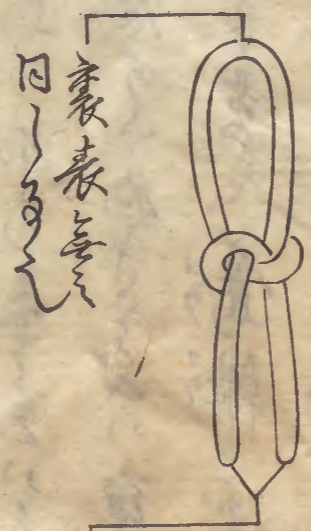
鷹の餌袋の餌袋といハも袋のねま休巻し巻つごの巻し緒の結始よと云
ぎ鷹のくびと云結ひ始ありと云鷹のくびと云鷹
緒の端より出ると云鷹の首と云ハ口より出ると云一方ハ
巻の首を付ると云結ひ始ハ鷹巻の巻り尋ね

くは結包結記に記し、
 知るべし
 光大曰包結記に記し、
 結ひやう、
 香の首危改の
 餅袋の圖未次は補入也

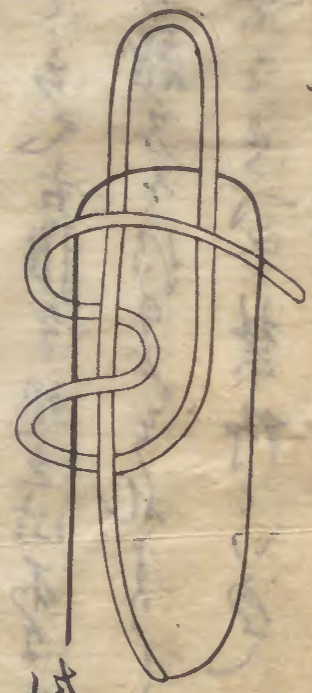
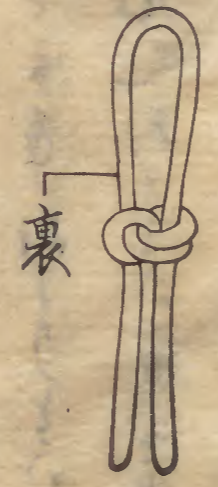
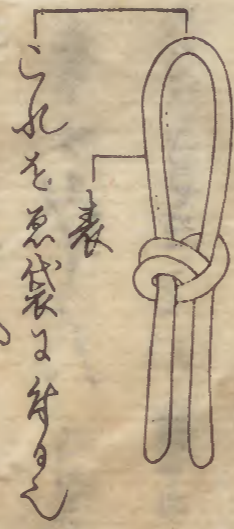
一 香の餅袋す法あるハ、
 枕草紙よ云おけきうとよきもの法所々ごまの、
 家、餅袋すは、
 餅袋を煮たごま
 云餅袋といふとと

箱又ハ草あらしと纏てらぬ
 ありて休まて纏てらぬ
 香のくび結やう

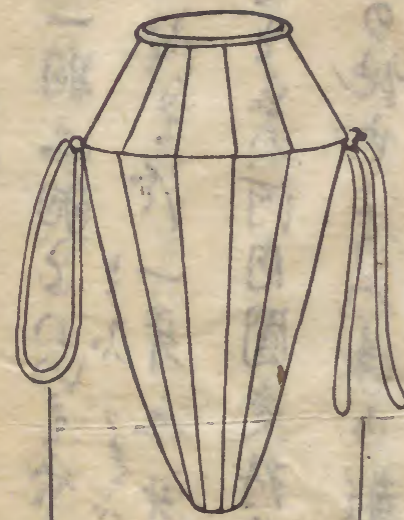
結ひたる形の法結
 男結あつて
 くれとて



〇くは結やう



は雲引のめく引あひ



餅袋之圖

香のくび

一 鷹ハ一羽二羽といふも亦一連二連といふ鷹犬の二足
ヒトキバ フタキバ
 二足といふも一牙二牙といふ

一 禁野キンヤといふ河内國交野は禁野といふあり天子の
 法狩の地也よのつきの殺生を禁むせりし禁野
 と云へ古惟言親王は狩し給ひし金毛のこま
 の雛子を好むと云ふより一禁野とある所ハその
 里をまづて禁野といふ也

一 鷹のみよりたゞたゞといふも鷹の右あり
 といふも鷹の左あり鷹をたのむも鷹を
 て我身のみありあたる方あるは身ありといふも鷹を

いたるは鷹の右あり鷹の左あり鷹をたのむも鷹を
 のむも鷹をたのむも鷹をたのむも鷹をたのむも鷹を
 いふも鷹の右あり鷹の左あり鷹をたのむも鷹を
 ここの鷹の右あり鷹の左あり鷹をたのむも鷹を
 多しを禁む所あり源氏物語行幸の巻は花人の左あり
 つの尉を法使といふ也一枝たてまつるも鷹がまに河
 海抄云けむ枝の多し葉言七尺五寸普通の柏木より
 葉せげく高くして表裏は毛かひり毛を厚く葉
 と云一説云たれん葉はといふあり年月の立枝をた
 ごとく旗をたれんあげてつるも旗をたれん

雌をあげてつゝ春ハ雌を當りてあり

一 鷹の尾の名



以上白鷹記 以上鷹口傳 以上鷹當流次第

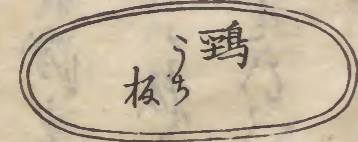
○白鷹記 永和三年卯月六日前関白良基公記

○鷹口傳書 嘉曆三年二月廿三日書寫早

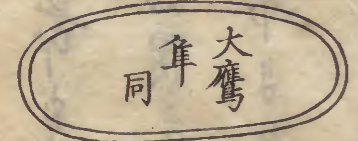
○鷹當流次第 年代未詳 古書

一 鷹の歩板のりけ板の名をうけ板と云ハ鷹のめんをうけと唱多敵めんを更る板ありよりうけ板といふ之形ありて存き有りあり思ありと

歩板之圖



一 縁高サ六分
一 長貳尺三寸五分
一 横壹尺五寸五分
但うきさし内り



一 縁高サ九分
一 長貳尺五寸五分
一 横壹尺三寸五分
但うきさし内り

一 魯を待取渡さる可魯存る節申たうめんをす。
りみは時ハ板とくまらるる兼る用言すべし板あり
とまハ扇をひきき魯存るよりハ並べし後
まもあく魯久し〜生爰ハ存て出。可ハ右の元
怪あり〜

一 魯のせき徳のり拵政版魯百音飲の徑とせき徳とす
魯をつあ〜徳と又云魯のせき徳を考てと名え魯を
侍とく徳ハ大徳のり〜大徳ハ魯のあ〜かまをひ
けり徳と〜がハ存るも架よつあ〜ま大徳を用る
〜大徳の二名せき徳と〜あり

ベツソク

一 別是のり維子のものを別是と云し（西兼統山と魯百
首よ云待のりのり昔ハ禁野の維子ハ定明〜と是
も二つありと云し存るに魯をとりこ〜〜化考
也を待のりをた〜出〜彼化考をと〜と〜あん
それより待のりハ始りて荒魯の〜い〜をとりか
よハ待のりハ存すれが〜は〜母〜維子の是を別
是と〜あ〜ハ〜禁野の維子より起〜り尙野
ああが〜是〜あ〜れ〜維子の是ハ〜をた
別是〜と云ありと云〜り禁野とハ河内國交野ハ
禁野と云あり天子の法狩〜地〜は〜

籠子のゆきをバ別是とあけて當脱するより古実

一 軍陣より籠を架を結より尚流宿秘決 改撰流云

敵の方へ向て了結極より裏は冠木を結繩を一重

うけて結べし架を衣も敵の方へ向てつるべし籠をバ

こめてつるべし可繫 ツナグ 架ははた但條の結を逆折より

口きのみ架は可繫相條を架衣のつるべし可繫

又籠のあ方の服は結時ハハ例式結べし

一 葬送の籠より架を結より同書云本木もつる木の方

本木の方へあびけて結しきをあらの架を云々し外を

一 軍陣の架の結はは同し繫架ハ然繫之北向よりあ

べし本木西方へ成べし右籠の方を結し

一 軍陣へを多のり同書云山結春秋も刀を返さへし

は一刀より切す外ハハハ

一 軍陣へを鶏雲雀接折のり同書云はた但上下共

竹の切口を刀を返し一刀より切し

一 在神籠より同書云在神籠より志をちどりて珍付

は竹の志をちどりの志サ角籠ハ一すハハハ

ちどりの籠上より中より末より上を折るがやをちて

以上よりちどりて珍は志を添て 籠結 結しをちて

見籠より付より志をちてハハハハハハ切てちどり

見籠より付より志をちてハハハハハハ切てちどり

見籠より付より志をちてハハハハハハ切てちどり

見籠より付より志をちてハハハハハハ切てちどり

見籠より付より志をちてハハハハハハ切てちどり

見籠より付より志をちてハハハハハハ切てちどり

五の七上は二の中より一とあるは二の三をさしむる一は

さしむるは二の三をさしむるは二の三をさしむるは二の三を

さしむるは二の三をさしむるは二の三をさしむるは二の三を

さしむるは二の三をさしむるは二の三をさしむるは二の三を

さしむるは二の三をさしむるは二の三をさしむるは二の三を

さしむるは二の三をさしむるは二の三をさしむるは二の三を

さしむるは二の三をさしむるは二の三をさしむるは二の三を

さしむるは二の三をさしむるは二の三をさしむるは二の三を

さしむるは二の三をさしむるは二の三をさしむるは二の三を



[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

